

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 兵庫県

策定：令和5年3月3日
変更： 年 月 日

I 収益性向上対策

1 目的

世界の食料需給を巡るリスクの顕在化に対応し、基幹産業として持続的に発展する農業を実現するためには、水田・畑作・野菜・花き・果樹等の各産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かしたイノベーションを起こすことが重要である。

そのため、本県農業の競争力強化を図り次世代へ継承する取組を加速化させるため、

- ① ひょうご農林水産ビジョン
- ② 兵庫県農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 実質化された人・農地プラン、農業経営基盤の強化の促進に関する計画
- ⑤ 兵庫県水田収益力強化ビジョン
- ⑥ 兵庫県果樹農業振興計画
- ⑦ ひょうご花き振興方策
- ⑨ 兵庫県環境創造型農業推進計画

と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆等)	本県の基幹作物である水稲は、主食用米、酒米、業務用米、加工用米、新規需要米等幅広く生産されている。今後も、県内の米卸業者や全国の酒造会社等の実需者からの需要を確実につかみ、安定生産・供給を推進する。 主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。 ・需要に直結した主食用米等の生産（加工用米、業務用米、学校給食米、ブランド米など多様なニーズに対応した主食用米生産等） ・新たな品種対策の取組（競争力のある品種の導入を推進、新たなブランド米を育成等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・酒造会社が求める高品質酒米の安定生産（生産技術等の向上による高品質化、ブランド力強化等） ・低コスト化による収益性の高い稲作経営の推進（低コスト・省力化生産技術の普及、ライスセンターの再編等による生産・出荷体制の効率化等） <p>土地利用型農業を進めるうえで、水稻と並び重要な作物である麦・大豆等については、県内の食品事業者等の実需者との結びつきを強め、さらなる品質向上・生産拡大を推進する。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適地適作を基本とした麦・大豆等の安定生産（基本技術の励行、産地の形成の推進、排水対策等） ・実需者からのニーズに応える麦・大豆等の品種導入（より高いタンパク質含量やより高い加工適性などを有する品種導入を行い、生産者の収益を確保等） ・丹波黒大豆の生産振興（省力的かつ、高品質・高収量な大豆生産を拡大し、新たな需要を拡大等）
<p>野菜 （施設野菜、露地野菜）</p>	<p>施設野菜については、環境制御技術等の先進的技術の活用により生産量を拡大するとともに、担い手の確保や規模拡大により、競争力のある産地を育成する。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力のある産地の育成 ・環境制御技術等の先進的技術の導入促進 <p>露地野菜については、機械化による省力化の推進等により、主要産地の生産力の維持及び集落営農組織等が取り組む新たな野菜の産地形成を支援する。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化による省力化 ・生産コストの削減と田畑輪換の推進
<p>果樹（いちじく、ぶどう、くり、なし、かんきつ類等）</p>	<p>都市近郊の立地条件を活かした栽培をめざし、いちじく、ぶどう、くり、なし、かんきつ類を県重点品目とし、産地の育成、競争力強化を図る。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質化、省力化技術等の導入 ・加工用原料の生産 ・多様なニーズに対応した規格や包装の導入、ロットの確保を推進 ・首都圏への出荷や海外への輸出を視野に入れた流通・販売対策の推進

<p>花き（きく、鉢物・花壇用苗物、ストック、カーネーション等）</p>	<p>市場性が高い、きく、鉢物・花壇用苗物、ストック、カーネーションを県重点品目とし、生産拡大や安定供給の強化を図る。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化、省エネルギー化技術の導入等による経営効率の向上 ・環境制御や栄養管理技術導入による日持ち性等の向上 ・物日需要への対応などによる販売価格の向上 ・新規産地の育成
<p>特用作物（茶、薬用作物等）</p>	<p>茶については、収量や品質の向上と需要拡大を図る。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培、加工施設等の近代化の推進 ・各産地における自製自販体制の強化 ・県内ブランド茶の地域内流通の推進と販路拡大 <p>薬用作物等については、国内産の需要増加への対応を図る。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売先の確保 ・生産技術の改善等による生産拡大

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（農林（水産）振興事務所、農業改良普及センター等）と市町が連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制</p> <p>産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県（農林（水産）振興事務所、農業改良普及センター等）及び市町に属する補助事業に精通した者を主として実施し、審査精度を高めるものとする。</p> <p>また、取組主体事業計画に係る審査は、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町等）により事前審査する体制を構築する。</p>
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下、「交付等要綱」という。）の要件を準用する。 <ul style="list-style-type: none">取組要件 交付等要綱の要件等を満たす取組を事業対象とする。補助対象施設 交付等要綱別表2のⅡのメニュー欄の施設を助成対象とする。

（注）整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	<ul style="list-style-type: none">取組要件 交付等要綱の要件等を満たす取組を事業対象とする。補助対象機械及び資材 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械（購入及びリース導入）・資材であり、別紙1に掲げるものとする。中古農業機械の購入及びリース導入について 知事が必要と認める中古農業機械の承認基準は別紙2のとおりとする。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	・取組要件 交付等要綱の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ・補助対象機械 本事業の技術実証の取組に必要不可欠な機械（購入及びリース導入）であり、別紙1に掲げるものとする。

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>A 基金事業</p> <p>I 産地パワーアップ計画書 計画申請時、実施状況報告時及び事業評価時には、産地の面積について、算定根拠資料により確認。</p> <p>II 取組主体事業計画書</p> <p>1 計画申請時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。</p> <p>(1) 整備事業 ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置図、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑦その他事業要件等の確認のために必要な書類</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業 ①申請者の規約、②機械の利用計画、③営農計画書、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ、⑦費用対効果分析（機械購入の場合）、⑧前年度の青色申告書（機械購入の場合）、⑨その他事業要件等の確認のために必要な書類</p> <p>2 助成金の請求時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。</p> <p>(1) 整備事業 出来高設計書、その他必要な書類</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業 リース導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品書、領収書（支払い済みの場合）、動産総合保険の保険証書等の写し（機械購入の場合）など</p>

B 整備事業

I 産地パワーアップ計画書

計画申請時、実施状況報告時及び事業評価時には、産地の面積について、算定根拠資料により確認。

II 取組主体事業計画書

1 計画申請時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置図、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑦その他事業要件等の確認のために必要な書類

2 助成金の請求時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。

出来高設計書、その他必要な書類

6 取組主体助成金の交付方法

原則として、県から市町を通じた間接補助事業として助成金の交付を行う。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、交付等要綱及び兵庫県作成の農林水産部補助金交付要綱等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。

以上の関係通知について記述があるもののほか、主な事項は以下のとおり。

(1) 契約に当たっての条件（一般競争入札等）は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、交付等要綱に定められた上限事業費を上限とし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。上限事業費が設定されていない施設、設備の整備に当たっては、その事業費が妥当であることを対外的に説明できるものとし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。
- ・事業実施に当たっては原則として一般競争入札に付することとし、その手法等については国通知「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農産局長、畜産局長通知)」に準ずるものとする。
- ・リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により、事業費の低減を図る。
- ・リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績を有する者とする。

(2) 施設・設備整備に当たっての条件は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、過去に類似した内容の整備事業の実施の有無を確認し、過去の事業で整備した耐用年数が残存する施設・設備との受益地の重複がないことや単純更新に該当しないこと等を確認する。
- ・事業の実施に当たっては、現在、類似した事業を実施していないことを確認する。

(3) 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）について

事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、交付等要綱に定められた方法で、助成金を返還しなければならない。

(4) 財産の管理等について

- ・ 県及び市町は、取組主体に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。
- ・ 本事業により取得した財産を処分する場合、国通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）」により必要な手続きを県と協議することとする。

8 その他

- ・ 産地パワーアップ計画の成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとする。
- ・ 取組主体事業計画は産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠な取組とする。
- ・ 成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により、同じ農家等を対象として調査を実施する。

兵庫県(別紙1)

生産支援事業における助成対象農業機械等(アタッチメントを含む)

対象品目	対象機械	用途・目的
作物共通	トラクター	耕起作業等の効率化
	乗用管理機	防除、除草、施肥等管理作業の省力化
	除草機	除草作業の省力化
	移植機(田植機含む)	移植作業の効率化
	溝掘り機	排水対策作業の省力化
	弾丸暗渠機	排水対策作業の省力化
	心土破碎機	排水対策作業の省力化
	自走及び牽引式マニュアルブレッダー	堆肥散布の効率化
	その他収益力向上に必要な機械	
水稲	直播機	播種～移植作業の省力化
	コンバイン	収穫作業の効率化
	乾燥機、穀すり機、選別機、計量器、及び乾燥調整貯蔵にかかるその他附帯設備	乾燥作業の効率化
	レーザーレベラー	ほ場均平作業の効率化
	フレールモア	雑草・緑肥細断作業の省力化
	ツウエーロータリ・アップカッターロータリ	残渣処理作業の効率化
	無人ヘリコプター	防除作業の省力化
	その他稲作経営の収益力向上に必要な機械	
麦類	施肥同時播種機	施肥・播種作業の効率化
	無人ヘリコプター	防除作業の省力化
	コンバイン	収穫作業の効率化
	ツウエーロータリ・アップカッターロータリ	残渣処理作業の効率化
	その他麦の収益力向上に必要な機械	
豆類	施肥同時播種機	施肥・播種作業の効率化
	無人ヘリコプター	防除作業の省力化
	コンバイン	収穫作業の効率化
	中耕ディスク	中耕・培土作業の効率化
	葉付乾燥機(黒大豆)	乾燥作業の効率化
	フレールモア	雑草・緑肥細断作業の省力化
	摘心機	倒伏対策作業の省力化
	ツウエーロータリ・アップカッターロータリ	残渣処理作業の効率化
	その他豆類の収益力向上に必要な機械	
	果樹	スピードスプレーヤー
光殺菌装置		生果の日持性向上による高付加価値化
その他果樹の収益力向上に必要な機械		
茶	乗用摘採機	摘採作業の省力化
	防霜ファン	収量向上・高品質化
	その他茶の収益力向上に必要な機械	

※農業機械等の購入及びリース導入にあたっては、産地生産基盤パワーアップ事業兵庫県事業実施方針I生産性向上対策(以下「実施方針」という。)と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械等を検討するものとする。なお、本事業が導入対象とする飼料作物の生産に必要な機械等は、耕種農家が行うWCS稲生産に必要な機械に限る。畜産農家が行う飼料作物の生産やWCS稲以外の飼料作物の生産に用いるための機械等は本事業の導入対象外。なお、中古農業機械の承認基準は別紙2のとおりとする。

生産支援事業における助成対象資材等

対象品目	対象資材	留意事項
作物共通	簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃	地域の標準的な農作業受託料金を参考に適正な価格であることとする。
	高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材	毎年度必要となる資材は対象外。導入効果が継続して見込まれる資材に限る。パイプハウス等の資材については、施工費は対象外。自己施工を前提としたものであること。専門の業者が組み立てを行わなければならないような資材は対象外。種苗は対象外

対象品目	対象機械	用途・目的
野菜	育苗用機械	播種機等による育苗作業の効率化
	施肥・防除機	ブロードキャスターや畝内部分施肥機等による作業の効率化
	収穫機・運搬機・拾上機	収穫作業の効率化
	出荷調整機	洗浄、選別作業等の効率化
	炭酸ガス発生装置	光合成量調節による収量・品質の向上
	暖房機	周年栽培化による収量の向上
	自動灌水装置	灌水作業の省力化
	養液栽培装置	施肥管理による収量の向上
	その他野菜の収益力向上に必要な機械	
	花き	定量施肥機
ポットティンマシン		花壇苗ポット土詰め省力化
自動灌水装置		灌水作業の省力化(露地も含む)
動力噴霧機		防除作業の省力化(自走式含む)
電照設備		花きの開花時期調整による高付加価値化
遮光カーテン制御装置		開花調整による高付加価値化および暑熱対策による低コスト化
養液栽培装置		カーネーションやバラ栽培等に活用
選花機		作業効率の向上
ヒートポンプ		低コスト化および高品質化
その他花きの収益力向上に必要な機械		
飼料作物	モア及びモアコンディショナー	刈り取り作業の効率化
	ハイコンディショナー	乾燥作業の効率化
	フォーレージハーベスター	刈り取り及び細断作業の効率化
	テッターレーキ	乾燥作業の効率化
	ハイベラー	圧縮作業の効率化
	ラッピングマシン	ラッピング作業の効率化
	ロールベラー	収穫作業の効率化
	飼料米破碎機	破碎作業の効率化
	汎用型飼料収穫機及びコンビラップ	収穫作業の効率化
	コーンハーベスター	収穫作業の効率化
	ジェットシーダー(播種機)	播種作業の効率化
	フォーレージワゴン	収穫作業の効率化
	ブームスプレヤー	除草剤散布作業の効率化
	パールクラブ	収穫運搬作業の効率化
自走及び牽引式マニュアルブレッダー	飼料作圃場堆肥散布の効率化	
直播機	播種～移植作業の省力化	
その他飼料作物の収益力向上に必要な機械		

兵庫県（別紙2）

中古農業機械を対象にする基準

- 1 中古農業機械とは、メーカーから販売店を通じて農業者に一旦買取等された農業機械及び事業者によって使用された農業機械であって、いわゆる新古品も含む。
なお、事業者によって使用されたとは、圃場での試乗機及び実演機（いわゆる「土付きの機械」）として使用された農業機械とする。
- 2 法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下省令という。）に定める耐用年数をいう。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。以下「残存耐用年数」という。）が2年以上であること。
- 3 導入予定機種の詳細仕様書が作成され、複数の業者より見積もりを徴収すること。
- 4 導入機種について、残存耐用年数内に故障等が生じた時の対応について契約書に記載すること。
- 5 加修が行われる場合の残存耐用年数は、省令に基づく判断ができる期間又はメーカー等販売者が保証する期間とし、2年以上の場合に事業対象とする。
- 6 導入価格については、その適正性を確保するため、下記の（1）又は（2）を満たすこと。
 - （1）中古農業機械査定事業者による査定を受けた価格以下であること。
 - （2）ア 使用后1年以上経過した中古農業機械の場合（①及び②を満たすこと）
 - ① 定額法で減価償却した場合の残存簿価に整備費を加えた額以下になること。
 - ② 近傍類似の中古農業機械の農業者への販売価格等を勘案して適正な価格であること。（別添の表にまとめること）
 - イ 使用后1年を経過しない中古農業機械の場合
同能力（馬力・条数・刃幅等）の新品農業機械の見積価格（3者以上のうち最低額のもの）より安価であること。
- 7 中古農業機械の導入に当たり、動産総合保険等に参加すること。

(参考様式)

近傍類似の中古農業機械の取引価格等を勘案した結果

近傍類似の中古農業機械の取引価格等

メーカー名	型式	能力 (馬力・条数・刃幅等)	用途等特記事項	価格 (税抜き)	稼働 時間	備考 (オプション等)
導入予定の中古農業機械						
近傍類似の中古農業機械						

近傍類似の中古農業機械の取引価格等を勘案した結果、適正とする理由

--